

令和7年度

事業計画書
予算書

公益財団法人 建設業福祉共済団

令和 7 年 度

事 業 計 画

令和7年度事業計画

令和7年度は、能登半島地震や打ち続く豪雨災害等の復旧・復興と併せて、八潮市の道路陥没事故に見られるようなインフラ老朽対策を含む「防災・減災、国土強靱化」への国民的な関心が一層高まる中で、担い手の確保・育成と持続可能な産業の実現を究極の目標に掲げる建設業界は、直面する資材価格の高騰や人件費の上昇等による厳しい経営環境の下で、引き続き「地域の安心・安全の守り手」としてのかけがえのない使命を果たすべく、技能者の処遇の改善等を通じた担い手確保・育成、時間外労働の罰則付き上限規制や週休二日制への対応、建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・利用促進、i-Con2.0やAIの活用も視野に入れた生産性向上等の諸課題に積極果敢に取り組み、若者が未来へ希望が持てる若者が憧れる産業として建設業のイメージ・アップを図り、新4K（給与、休暇、希望、かっこいい）の実現を目指していくことが期待されています。特に、5年ぶりに昨年一体的に改正された第3次担い手3法における標準労務費の作成は、担い手確保にも直結する重要な課題であり、その見積りと書面での契約といった商習慣の定着までにらんだ今後の展開に関心が集まっています。

さて、建設共済保険は、昭和45年に全国建設業協会との特約の下にスタートし、労働者福祉と高額な賠償で労務倒産しないための企業防衛、余裕金の業界への還元を制度の目的に掲げ、「契約者と業界の発展のために」をモットーに、令和7年11月に制度創設55周年を迎えます。そうした節目の年に当たる令和7年度を、今一度建設共済保険の原点に立ち返る年度として位置づけ、当団の建設共済保険は、補償対象を国の労災保険でカバーできない慰謝料を含む民事賠償の必要性の高い「死亡及び障害1～7級と傷害1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額な補償が得られることに照準が当てられ、かつ、内閣府から公益性が認定されている保険であることを引き続き基本的なスタンスとしてまいります。

その上で、建設共済保険の契約保険金は折半されて、半分は労働者福祉の観点から被災者補償分に支払われますが、半分は企業防衛の観点から諸費用補償分として契約者に支払われますので、使用者賠償が問われるケースにも活用することもでき、定額ではあっても安心・確実な保険であり、諸費用補償の用途には制限はなく、できるだけ高めの保険金区分にご加入いただければ、事故後の慰謝料（被災者への追加的補償）はもとより、訴訟関係費、現場停止・指名停止期間の人件費、物損費等の諸費用に幅広く充当していただける点に建設共済保険の最大の特長があること、加えて公益目的事業として実施されている建設共済保険でありますので、保険収支の利潤に相当する剰余金はその全額が契約者割戻金として還元されて掛金負担がさらに軽減されることなどにご留意いただき、令和7年度を会員の皆様方に建設共済保険への理解を一層深めていただくスタートの年にしてまいります。

かかる基本姿勢に立った令和7年度の重点施策としては、第一に、昨年7月に「新しくなった建設共済保険制度の10のポイント」を当団のホームページに掲載いたしましたので、とか

く誤解を招いて加入の際の隘路になりがちな障害8級以下の補償のない点や入院通院費の日額の支払いがない点等についてご確認いただき安心・納得していただいた上で、当団の調べでは当団の契約者の示談金の負担額は98.3%が当団の補償最高額の5,000万円以内に収まっていますが、被災者1人当たりに支払われた金額は平均2,710万円と年々上昇していること、さらには公共工事の設計労務単価は令和7年3月に6%引き上げられて13年連続して上昇し、労働者が受け取るべき平均賃金も全職種の加重平均で24,852円と2013年度と比較して約1.6倍の水準に達していること等から、少なくとも2,000~3,000万円の保険金の備えが必要な時代を迎えており、有事の際に本当に役に立つ保険となるよう、安い掛金で5,000万円まで確実に補償が得られる当団の保険をご活用いただきたく、「まずは1,000万円さらに1,000万円」の保険金区分1,000万円プラス運動をバージョンアップした「まずは1,000万円さらに1,000万円もう一つ1,000万円」の1,000万円プラス運動2.0へと進化発展させていく年にしてまいります。

第二に、令和7年度から一般助成を中心とした改正を実施いたします。実際に改正の効果が現れるのは令和8年6月の支払い時からとなりますが、この1年間の実績が反映されることとなります。保険収支は多額な剰余金を出すほどなのに、区分經理の原則が厳格に適用されるため、剰余金の保険制度以外の用途への活用は禁じられて、一般助成の主たる財源は掛金収納額の10%のみとなりましたが、掛金収納額は令和2年度以降3年連続して1億円を超える増収であったものの令和5年度から2年続いて増収にブレーキがかかり、当初13.4億円あった取崩資産も枯渇寸前の状況にありますので、リスク・バッファーとして共済事業運営積立金引当資産9.2億円があるとはいえ、一定の調整が必要であります。

そこで、負担と給付の不均衡を是正するため、会員加入率偏重傾向を改めると同時に、会員外依存体質の改善を図るべく、要件の見直しを行うことといたしました。

なお、都道府県建設業協会が実施する担い手確保や地域環境整備事業などの諸活動を支援する一般助成の趣旨にご賛同いただける企業には、建協支援賛助金取扱要領を整備して、完工高1,000億円を超える企業としていたのを広範囲で事業活動を展開する企業に改め、賛助金額には目安や制限を設けず、要望があれば指定する都道府県建設業協会の一般助成金に賛助金の半額を上乗せすることといたしました。

第三に、一般助成の財政問題は、掛金収納額の増収が再び揺るぎないものになればおのずと解消していく問題でありますので、令和7年度の共済保険の目標を、これまでのように①前年度より新規加入100社増、②会員加入率2%増、③掛金収入3%増とし、引き続き全建並びに各都道府県協会にご協力をいただくことを大前提として、当団の総力を挙げて早期に40億円の達成を目指して令和7年1月31日に「建設共済保険加入増額促進特命本部」を設置いたしました。支部から建設共済保険の加入地図を塗り替えていくための低加入率対策を令和6年度から実施しておりますが、その助成可能な支部を132から名古屋、広島に仙台等18支部を加えた実質152に拡充するとともに、特に首都圏（1都3県）の49支部と大阪、一部

重複はありますが39協会のターゲット支部83プラスアルファを念頭に置いて、前述した基本姿勢の下に全国展開してまいります。

また、これらの重点施策と相連動する形で、新規加入と保険金区分増額のための活動に注力し、各種会議や説明会・講習会での制度説明時間の確保、協会幹部会社並びに支部及び地区協会長会社等をはじめとした未加入会員への企業訪問、ダイレクトメールによる情報発信、リモートや広告通信媒体の活用等により、ここ数年にわたる数次の改定によって「新しくなった建設共済保険制度の10のポイント」を踏まえた分かりやすく丁寧な説明を行ってまいります。特に当団の大きな特長である「諸費用補償制度」や「契約者割戻金制度」の周知に力点を置いて、加入促進と保険金区分の増額の実効を上げるための総合的な取り組みを進めてまいります。

さらに、平成27年度に開始してから11年目を迎える全国建設業協会及び都道府県建設業協会とのタイアップ広告を引き続き展開し、次代を担う青年部・女性部との連携も図りながら、担い手確保・人材育成に向けた建設業の魅力の発信と建設共済保険制度のPRに努めてまいります。

なお、工事現場単位契約については、令和6年9月末日をもって販売停止しており、引き続き年間完成工事高契約への切り替えを勧奨してまいります。

平成28年度から開始した公益目的事業である「労働安全衛生推進事業」は、安全衛生対策の一助として安全衛生用品を頒布（頒布額は令和3年7月以降一部削減されておりますが、割戻金には事実上削減額分が含まれ、かつ、それを上回る水準で割戻金が支払われていることにご留意ください。）し、建設工事現場に「女性専用トイレ」や「女性専用更衣室」を設置する場合にそれぞれ10万円を上限とした助成も引き続き行ってまいります。また、建設業における災害防止の観点から他の模範と認められる労働安全衛生推進者として、令和6年度もご契約者と連名で301名を表彰し、そのうち208名の方々を当団のホームページで「安全の守り手」として永く顕彰させていただくこととしているほか、特別助成と相まって建設会館に併設されることの多い教育訓練施設等の整備助成等も継続してまいります。同じく公益目的事業である育成奨学事業については、死傷された被災者の子供の保育や就学を支援してまいります。

当団は、令和7年度も公益目的事業並びに認可特定保険業の運営者として、関係法令等の遵守をはじめとした事業運営の適切性確保を基本としつつ、全国建設業協会及び都道府県建設業協会並びに建設関係諸団体との連携を一層密にして、中核である建設共済保険制度の普及促進活動を積極的に展開し、「契約者と業界の発展のために」を旗印として建設業界の発展と建設労働者の福祉の増進に努めてまいります。

令和7年度の具体的な事業計画については、次のとおりです。

1. 「特定保険業」の推進（公益目的事業1-①）

各都道府県建設業協会及び建設関係諸団体と連携し、建設共済保険の更なる普及促進を図るため、次の事項を推進します。

(1) 都道府県建設業協会との取り組みについて

各都道府県建設業協会の意見要望を踏まえ、当団の方針を織り込んで昨年10月に策定した協会ごとの「加入促進戦略」をベースとして、各協会及び支部・地区協会の協力の下、低加入率の協会・支部にあっては全国の会員加入率の水準である50%程度まで底上げを目指し、さらにその平準化を図るべく、役員会や各種講習会等で、建設共済保険の仕組み及び国の労災保険との補完関係や当団と各協会及び支部・地区協会との協力関係について分かりやすい資料を用いた説明等を通じて未加入会員に対するアプローチを展開し、会員加入率の更なる向上に努めてまいります。なお、協会ごとの「加入促進戦略」は、令和7年10月の時点で1年間の成果を踏まえた上で見直しを行います。

(2) 新規加入契約について

年間完成工事高契約の新規契約については、前年度プラス100社を目標とします。

新規加入者へ作成する掛金試算書については、被災者1人当たりの示談額の平均額が2,710万円に達していることに鑑み、保険金区分を1,000万円から5,000万円の中で企業ニーズに応じて選択いただけるように書式を刷新しました。また、ダイレクトメールについては、全都道府県の未加入企業を対象に、昨年度と同程度の7.1万社（会員および会員外）への送付を予定し、効果的な送付時期の設定や送付資料の内容を見直すとともに、関東近県の企業にはダイレクトメールに当団職員派遣依頼書を同封して、依頼のあった企業に訪問説明を行うとともに、地域を問わずリモート相談にも引き続き対応してまいります。

(3) 更新契約の確保について

令和5年9月に支払われた第1回目の割戻金の支払い後に契約更新率が低下した影響は令和6年9月までで一巡し、同年10月以降契約更新率は改善傾向にありますが、都道府県建設業協会の会員の未更新契約者については各協会の担当者の協力を得て、また会員以外の未更新契約者については当団から連絡を取り、一層の更新契約の確保に努めます。併せて、更新申込手続きには、安全衛生用品の頒布額と契約者割戻金との関係や建設共済保険のメリットを改めて分かりやすく紹介するとともに、保険金区分の引上げを推奨するリーフレットを同封し、掛金収入の増加を図ってまいります。

(4) 関連事業契約・共同企業体契約の周知及び普及促進について

年間完成工事高契約の付随契約である関連事業契約及び共同企業体契約の未加入者に対し、補償漏れ等がないよう周知の徹底を図り普及促進に努めます。

(5) 工事現場単位契約の販売停止について

工事現場単位契約は令和6年9月末日をもって販売停止となりましたので、各協会とも連携しながら、工事現場単位契約のみに加入している企業には年間完成工事高契約への切替えを引き続き要請してまいります。

(6) 契約者割戻金について

当制度は当団独自の制度であり、掛金負担がさらに軽減されて建設共済保険の魅力度を高めるものですが、令和6年度の割戻率は24%を超えてこれまでで最高となることはほぼ確実な状況にあるので、引き続きあらゆる機会に分かりやすく丁寧に説明し、新規加入と契約更新率の増加に繋げてまいります。

(7) 建設共済保険の戦略的広報活動について

引き続き当団ホームページの充実に努めながら、各協会を交えた効果的な戦略的広報を全国的に展開するとともに、当団と次代を担う青年部・女性部との連携も図りながら建設共済保険の加入企業の裾野を拡げるべく加入促進活動を行ってまいります。

また、全国建設業協会、都道府県建設業協会本部及び支部・地区協会の協力の下、10月・11月を加入促進月間と定め、ポスターの掲示、業界新聞への広告掲載等を通じて建設共済保険制度の一層の普及促進を図ります。

併せて、協会員以外の企業に対しても建設関係諸団体と連携し、建設共済保険の説明機会の確保やリーフレットの配布にも努めるなど情報発信を積極的に行ってまいります。

なお、今年度から都道府県建設業協会が実施する「担い手確保・育成情報発信活動」による広報に対して、広報活動支援枠を拡充して年間20万円分を上限として支払うことといたします。

2. 「労働安全衛生推進事業」の推進（公益目的事業1-②）

(1) 「安全衛生用品の頒布」について

建設共済保険契約者の建設工事現場等における労働災害の防止と職場の安全衛生環境の整備に資することを目的に、引き続き年間掛金に応じて安全衛生用品を頒布いたします。

(2) 女性の就労環境向上のための助成について

女性の建設業への入職と定着を図ることを目的に、建設工事現場に女性専用トイレ並びにロッカー付きの女性専用更衣室を設置する場合に助成を行います。公共工事における快適な女性専用トイレや女性専用更衣室の設置に向けた発注者側の動きが加速することも予想されることから、当該助成制度についての広報・周知に一層努めてまいります。

(3) 労働安全衛生推進者の表彰について

建設共済保険契約者の企業に所属する方で、労働安全衛生の推進に積極的に取り組む等、他の模範と認められる方を原則として一企業概ね3名を基準としてご契約者と連名で表彰します。また、同意を得られた方については当団のホームページに「安全の守り手」として企業名・氏名等を掲載し、永く顕彰いたします。

(4) 建設業に係る教育訓練施設等の新設又は改修等に対する助成について

地域に開かれた教育訓練施設等の新設又は改修事業や、建設業の技能技術者の育成等を行う施設として廃校を改修又は整備する事業に対して助成を行います。なお、今年度から協会が所有する教育訓練施設等の新設及び改修等の事業における助成基準について、会員加入率が50%以上で協会役員の加入条件である80%以上を満たしている場合の特例を削除します。ただし、経過措置として事業開始年度が令和9年度までの間に計画中の事業については、従前の例によることとします。

(5) 労働安全衛生に関する講習会の開催について

建設業における災害防止及び労働者の安全と健康増進に寄与することを目的に、全国建設業協会と共催して「労働安全を中心とした研修会」に対して引き続き支援を行います。

以上の5事業に対して、今年度は3億1,240万円の支出を予定しています。

3. 「育英奨学事業」及び「一般助成事業」（公益目的事業2）

(1) 育英奨学事業について

建設共済保険において保険金支払いを受けた被災者（死亡及び障害・傷病第3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を給付いたします。

今年度は、奨学生及び要保育児の人数は156名、給付額は4,500万円を予定しています。

(2) 一般助成事業について

都道府県建設業協会及び支部・地区協会が実施する①建設現場就労者の福祉の増進に寄与する事業、②建設業の近代化・合理化に寄与する事業、③労働災害の防止に寄与する事業、④建設業の担い手確保・育成に寄与する事業、⑤社会に貢献する事業等を助成の対象としています。

併せて、協会が「i-Construction」推進のための講習会又は研修会を開催する場合、一般助成に係る助成限度額とは別枠で10万円を限度として助成を行うこととしており、これに加えて「働き方改革」推進のための講習会又は研修会を開催する場合も助成の対象としています。さらに、担い手確保・育成に焦点を当てた情報発信の取り組みとして「担い手確保・育成広報モデル」を実施する場合には、これまで30万円を限度として別枠で助成していましたが、これを今年度から「担い手確保・育成情報発信活動」に改め、別枠で最大10万円を助成することといたします。

今年度は、総額4億1,200万円を予定しています。

なお、一般助成の主たる財源は掛金収納額の10%が充てられていますが、近年掛金収納額が伸び悩み、取崩財源も枯渇寸前で、一定の調整が必要であるため、負担と給付の不均衡を是正し、これまでの会員加入率偏重傾向を改め、会員外依存体質の改善を図るべく要件の見直しを行い、令和7年度から実施いたします。

- ① 会員加入率区分による助成上限額について、他の区分と同様に増額は100万円までとし、会員加入率95%以上を1,500万円から1,200万円に、90%以上を1,300万円から1,100万円に、85%以上を1,200万円から1,000万円にそれぞれ改めることとし、令和8年6月支払分から適用します。
- ② 一般助成の制度の趣旨からみて会員外に多くを依存するのは好ましくありませんので、掛金収納額に占める会員と会員外の割合が全国平均でおよそ2対1であることから、これを標準にして会員外に依存するのは会員の掛金収納額の1.5倍までとし、当年1月から12月までの各県の掛金収納額に会員の占める割合が当年の全国平均を下回る協会にあっては、一般助成の標準額（会員の掛金収納額×0.1×1.5、1万円以下は切り上げる）を一般助成金額が上回る場合には、標準額と一般助成金額の合計額の1/2を調整一般助成金（令和9年度までの当面の間10万円以下は切り上げる）として、一般助成金を超えない範囲で支払うものとし、令和8年6月支払分から適用します。

ただし、建協支援賛助金取扱要領を整備して、建協賛助支援金を出捐できる企業は、企業規模や建設共済保険の加入・未加入の別、地域や協会会員・会員外のいかなを問わないこととし、出捐いただく金額の半額は要望があれば指定する都道府県建設業協会に回すことといたします。

- ③ 会員加入率90%以上の支部に対する一般助成金については、当該支部の手数料対象額（当年1月から12月までの掛金収納額の10%）が当該支部の一般助成金額を下回っている場合、所定の一般助成金額から5万円を控除した額を支払うものとし、令和8年6月支払分から実施します。

ただし、当該支部に特段の事情があると当団が認めるときは、所定の一般助成金額を支払うこととします。特段の事情が認められる支部としては、能登半島地震被災3支部を想定しておりますが、今回の改正が地域を懸命に守っていただいている支部の活動に支障をきたさないか留意してまいります。

- ④ 特別助成（教育訓練施設に対するものを含む）を受ける支部に対する当該年度の一般助成は、当該年度の前年度に一般助成の対象となっている支部が交付申請を行う場合を除き行わないこととし、令和8年6月支払分から実施します。これは特別助成を受けた翌年度には一般助成の要件を下回る支部も散見されるため、推移を見極めることとしたものです。
- ⑤ 会員加入率40%未満の協会のうち実質的に支部のない協会（注1）にあっては、県庁がある政令指定都市に所在する会員の総数を一支部の会員数とみなして、令和4年12月末日を基準に会員加入率が30%増加し、かつ、会員加入率が50%以上に達した場合、一般助成金として30万円を当該協会に助成します。併せて、会員加入率が40%未満の支部で会員数が概ね50社以上の支部（注2）についても、上記と同様の要件で当該支部に助成します。

（注1）支部のない協会として愛知県、広島県が該当します。

（注2）宮城県：仙台、栃木県：宇都宮、新潟県：新潟、石川県：金沢、福井県：武生、長野県：長野、伊那、飯田、滋賀県：大津、湖南、東近江、甲賀、京都府：京都、奈良県：奈良、五條、島根県：浜田、大分県：大分、中津の18支部を対象としています。

以上の改正の内容は、各協会や支部の改善の努力の結果いかんでは適用されなくなるか、最小限の減額にとどまる可能性も十分にあります。また、他の一般助成の上乗せ措置や、一般助成のランクアップ、手数料の増収等による効果で減額分が相殺されることも考えられます。

当団の保険が安い上に安心・確実なものであるとの理解が会員の皆様に浸透していけば、その結果としておのずと協会・支部の会員加入率や掛金収納額のアップにも繋がっていくことが期待されます。

4. その他事業（相互扶助等事業）について

本事業は資産の運用益を原資として行われており、以下の事業の推進に努めてまいります。

(1) 特別助成事業について

各都道府県建設業協会本部及び同支部・地区協会が行う建設会館等の新設及び改修の事業に対して助成いたします。

今年度の助成額は、1億800万円を予定しています。

なお、今年度から建設会館その他の施設の新設及び改修等の事業における助成基準について、会員加入率50%以上で協会役員の加入条件である80%以上を満たしている場合の特例を削除します。ただし、経過措置として事業開始年度が令和9年度までの間に計画中の事業については、従前の例によることとします。

(2) 従業員に係る福利厚生に関する調査研究事業

本年度も、建設労働者の処遇改善や福利厚生の充実に資する調査研究を、他団体と協調しながら実施していく予定です。

以 上

令和 7 年 度

予 算

収支予算書（正味財産増減計算書ベース）

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

単位：円

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A) - (B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,500,000	5,500,000	0
基本財産有価証券利息	5,467,000	5,467,000	
指定振替有価証券利息	33,000	33,000	
特定資産運用益	420,000,000	386,000,000	34,000,000
特定資産有価証券利息	420,000,000	386,000,000	
事業収益	3,650,000,000	3,613,000,000	37,000,000
掛金収益	3,650,000,000	3,613,000,000	
普通責任準備金戻入額	1,000,000	30,000,000	△ 29,000,000
普通責任準備金戻入額	1,000,000	30,000,000	
契約者割戻金準備金戻入額	729,000,000	471,000,000	258,000,000
契約者割戻金準備金戻入額	729,000,000	471,000,000	
雑収益	10,200,000	400,000	9,800,000
雑収益	10,200,000	400,000	
経常収益計	4,815,700,000	4,505,900,000	309,800,000
(2) 経常費用			
事業費	4,689,950,000	4,453,390,000	236,560,000
役員報酬	34,450,000	38,860,000	
給料手当	110,000,000	104,600,000	
賞与引当金繰入額	19,550,000	19,290,000	
退職給付費用	11,960,000	10,540,000	
役員退職慰労引当金繰入額	5,540,000	6,350,000	
法定福利費	23,910,000	23,190,000	
福利厚生費	7,960,000	8,270,000	
通勤交通費	4,880,000	4,340,000	
旅費交通費	14,610,000	11,860,000	
保険金	1,470,000,000	1,420,000,000	
事務委託費	335,500,000	331,980,000	
広告宣伝費	175,400,000	182,300,000	
振込手数料	23,520,000	22,320,000	
加入促進費	6,020,000	6,090,000	
奨学金	45,000,000	50,000,000	
調査研究費	8,000,000	8,000,000	
助成金	582,000,000	603,700,000	
労働安全衛生推進費	250,400,000	249,950,000	
顧問・謝金	2,100,000	5,100,000	
会議費	1,300,000	1,500,000	
図書印刷費	19,910,000	22,040,000	
事務消耗品費	5,090,000	5,260,000	
通信運搬費	34,840,000	32,350,000	

単位：円

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A) - (B)
水道光熱費	1,940,000	1,930,000	
借室料	80,230,000	79,610,000	
支払手数料	1,290,000	1,270,000	
事務機使用料	63,830,000	65,370,000	
什器備品減価償却費	20,420,000	16,670,000	
無形固定資産減価償却費	30,160,000	29,420,000	
支払備金繰入額	229,000,000	6,000,000	
異常危険準備金繰入額	30,700,000	42,000,000	
契約者割戻金準備金繰入額	306,050,000	563,270,000	
渉外費	1,700,000	1,500,000	
解約返戻金	2,840,000	6,810,000	
契約者割戻金	729,000,000	471,000,000	
雑費	850,000	650,000	
管理費	194,890,000	190,010,000	4,880,000
役員報酬	27,270,000	21,660,000	
給料手当	16,500,000	20,600,000	
賞与引当金繰入額	3,680,000	3,630,000	
退職給付費用	620,000	1,040,000	
役員退職慰労引当金繰入額	2,960,000	2,200,000	
法定福利費	4,710,000	4,640,000	
福利厚生費	1,570,000	1,650,000	
通勤交通費	1,150,000	870,000	
旅費交通費	2,920,000	2,160,000	
諸会費	84,600,000	84,600,000	
顧問・謝金	8,000,000	8,300,000	
会議費	2,800,000	2,800,000	
図書印刷費	2,080,000	2,170,000	
事務消耗品費	350,000	350,000	
通信運搬費	1,540,000	1,400,000	
租税公課	1,100,000	1,000,000	
水道光熱費	380,000	390,000	
借室料	15,800,000	15,920,000	
支払手数料	250,000	250,000	
修繕費	1,600,000	800,000	
事務機使用料	2,760,000	2,470,000	
渉外費	9,600,000	8,500,000	
什器備品減価償却費	800,000	760,000	
無形固定資産減価償却費	50,000	50,000	
雑費	1,800,000	1,800,000	
經常費用計	4,884,840,000	4,643,400,000	241,440,000
評価損益等調整前当期經常増減額	△ 69,140,000	△ 137,500,000	68,360,000
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	△ 69,140,000	△ 137,500,000	68,360,000

単位：円

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A) - (B)
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 69,140,000	△ 137,500,000	68,360,000
一般正味財産期首残高	35,420,005,783	35,448,950,331	△ 28,944,548
一般正味財産期末残高	35,350,865,783	35,311,450,331	39,415,452
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	33,000	30,000	3,000
基本財産有価証券利息	33,000	30,000	
一般正味財産への振替額	△ 33,000	△ 30,000	△ 3,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	35,353,865,783	35,314,450,331	39,415,452

収支予算書内訳表(正味財産増減計算書ベース)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

単位：円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	合計
	公1	公2	小計	他1		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	0	5,500,000	5,500,000
特定資産運用益	16,000,000	0	16,000,000	195,000,000	209,000,000	420,000,000
事業収益	3,285,300,000	364,700,000	3,650,000,000	0	0	3,650,000,000
普通責任準備金戻入額	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000
契約者割戻金準備金戻入額	729,000,000	0	729,000,000	0	0	729,000,000
雑収益	8,000,000	0	8,000,000	0	2,200,000	10,200,000
経常収益計	4,039,300,000	364,700,000	4,404,000,000	195,000,000	216,700,000	4,815,700,000
(2) 経常費用						
事業費	4,085,350,000	478,200,000	4,563,550,000	126,400,000		4,689,950,000
役員報酬	26,500,000	4,770,000	31,270,000	3,180,000		34,450,000
給料手当	103,400,000	4,800,000	108,200,000	1,800,000		110,000,000
賞与引当金繰入額	17,550,000	1,330,000	18,880,000	670,000		19,550,000
退職給付費用	11,150,000	590,000	11,740,000	220,000		11,960,000
役員退職慰労引当金繰入額	4,250,000	770,000	5,020,000	520,000		5,540,000
法定福利費	21,970,000	1,340,000	23,310,000	600,000		23,910,000
福利厚生費	7,310,000	450,000	7,760,000	200,000		7,960,000
通勤交通費	4,460,000	290,000	4,750,000	130,000		4,880,000
旅費交通費	13,980,000	400,000	14,380,000	230,000		14,610,000
保険金	1,470,000,000	0	1,470,000,000	0		1,470,000,000
事務委託費	335,500,000	0	335,500,000	0		335,500,000
広告宣伝費	175,400,000	0	175,400,000	0		175,400,000
振込手数料	23,520,000	0	23,520,000	0		23,520,000
加入促進費	5,820,000	140,000	5,960,000	60,000		6,020,000
奨学金	0	45,000,000	45,000,000	0		45,000,000
調査研究費	0	0	0	8,000,000		8,000,000
助成金	62,000,000	412,000,000	474,000,000	108,000,000		582,000,000
労働安全衛生推進費	250,400,000	0	250,400,000	0		250,400,000
顧問・謝金	2,100,000	0	2,100,000	0		2,100,000
会議費	1,300,000	0	1,300,000	0		1,300,000
図書印刷費	19,710,000	140,000	19,850,000	60,000		19,910,000
事務消耗品費	4,940,000	100,000	5,040,000	50,000		5,090,000
通信運搬費	34,640,000	140,000	34,780,000	60,000		34,840,000
水道光熱費	1,780,000	110,000	1,890,000	50,000		1,940,000
借室料	73,730,000	4,500,000	78,230,000	2,000,000		80,230,000
支払手数料	1,170,000	80,000	1,250,000	40,000		1,290,000
事務機使用料	62,350,000	1,080,000	63,430,000	400,000		63,830,000

単位：円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	合計
	公 1	公 2	小計	他 1		
什器備品減価償却費	20,120,000	170,000	20,290,000	130,000		20,420,000
無形固定資産減価償却費	30,160,000	0	30,160,000	0		30,160,000
支払備金繰入額	229,000,000	0	229,000,000	0		229,000,000
異常危険準備金繰入額	30,700,000	0	30,700,000	0		30,700,000
契約者割戻金準備金繰入額	306,050,000	0	306,050,000	0		306,050,000
渉外費	1,700,000	0	1,700,000	0		1,700,000
解約返戻金	2,840,000	0	2,840,000	0		2,840,000
契約者割戻金	729,000,000	0	729,000,000	0		729,000,000
雑費	850,000	0	850,000	0		850,000
管理費					194,890,000	194,890,000
役員報酬					27,270,000	27,270,000
給料手当					16,500,000	16,500,000
賞与引当金繰入額					3,680,000	3,680,000
退職給付費用					620,000	620,000
役員退職慰勞引当金繰入額					2,960,000	2,960,000
法定福利費					4,710,000	4,710,000
福利厚生費					1,570,000	1,570,000
通勤交通費					1,150,000	1,150,000
旅費交通費					2,920,000	2,920,000
諸会費					84,600,000	84,600,000
顧問・謝金					8,000,000	8,000,000
会議費					2,800,000	2,800,000
図書印刷費					2,080,000	2,080,000
事務消耗品費					350,000	350,000
通信運搬費					1,540,000	1,540,000
租税公課					1,100,000	1,100,000
水道光熱費					380,000	380,000
借室料					15,800,000	15,800,000
支払手数料					250,000	250,000
修繕費					1,600,000	1,600,000
事務機使用料					2,760,000	2,760,000
渉外費					9,600,000	9,600,000
什器備品減価償却費					800,000	800,000
無形固定資産減価償却費					50,000	50,000
雑費					1,800,000	1,800,000
経常費用計	4,085,350,000	478,200,000	4,563,550,000	126,400,000	194,890,000	4,884,840,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 46,050,000	△ 113,500,000	△ 159,550,000	68,600,000	21,810,000	△ 69,140,000
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 46,050,000	△ 113,500,000	△ 159,550,000	68,600,000	21,810,000	△ 69,140,000

単位：円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計	法人会計	合計
	公1	公2	小計	他1		
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	31,600,000	68,270,000	99,870,000	△31,600,000	△68,270,000	0
当期一般正味財産増減額	△14,450,000	△45,230,000	△59,680,000	37,000,000	△46,460,000	△69,140,000
一般正味財産期首残高	389,526,109	54,403,584	443,929,693	17,203,164,341	17,772,911,749	35,420,005,783
一般正味財産期末残高	375,076,109	9,173,584	384,249,693	17,240,164,341	17,726,451,749	35,350,865,783
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	0	0	0	0	33,000	33,000
基本財産有価証券利息	0	0	0	0	33,000	33,000
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△33,000	△33,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	375,076,109	9,173,584	384,249,693	17,240,164,341	17,729,451,749	35,353,865,783